

公共施設等における
公平な受益と負担のあり方に関する基準

平成31年4月
郡山市

目 次

○公平な受益と負担のあり方に関する基本方針・・・・・・・・・・P 1

- 1 現状と課題
- 2 基本的な考え方
- 3 見直しのポイント

I 使用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3

- 1 使用料の算定方法
- 2 施設区分ごとの統一の単価設定
- 3 使用料の原価に算入する経費
- 4 使用料の原価から控除する経費
- 5 性質別分類と負担割合
- 6 具体的な算定方法
- 7 その他

II 手数料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 9

- 1 手数料の算定方法
- 2 手数料の原価計算

III 減免制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

- 1 減免制度の基本方針
- 2 使用料の減額・免除の基準
- 3 手数料の減額・免除の基準

IV その他の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

- 1 使用料の料金調整
- 2 使用料等の単位等
- 3 指定管理者制度導入施設の取り扱い
- 4 定期的な見直し

○公平な受益と負担のあり方に関する基本方針

1 現状と課題

平成 30 年 3 月に策定した「郡山市行財政改革大綱 2018 (2018~2021)」において、適正な財政運営を推進するため、重点推進目標の一つに受益者負担の適正化を掲げ、「使用料及び手数料」(以下、「使用料等」という。)の見直しを図ることとしました。

これまでの使用料等の見直しについては、平成 22 年度の使用料の一部改定以降、定期的な見直しは実施しておらず、統一的な基準がない料金設定や、減免等の基準も施設ごとの基準により幅広く認めている状況にあります。

平成 28 年 3 月策定の「郡山市公共施設等総合管理計画」においても、公共施設(普通会計)の今後 30 年間の更新費用予定額は約 5,193 億円で、1 年あたり 173 億円が必要と試算されるなど、市の施設の維持管理には多額の財源が必要となる見込みです。

公共施設等総合管理計画に基づく施設の総量の縮減等により更新費用の縮減を進めていきますが、それでもなお、現在の使用料収入で施設を将来にわたり維持していくことは非常に困難な状況にあります。

また、維持管理費と使用料収入の不足分を税金等で賄うことは、結果として、社会福祉等の本来公共が負担すべき財源を圧迫するほか、更新費用の負担を将来世代へ先送りしてしまうこととなり、将来にわたる安定した公共サービスの提供が難しくなります。継続して安定した公共サービスの提供を可能とするためにも受益者負担の適正化を図る必要があることから、以下の基本的な考え方により使用料等の見直しを行うこととします。

2 基本的な考え方

○ 受益者負担の原則

使用料等は、特定の方がサービスを利用し受益関係が生じる場合、サービスの利用者と未利用者との負担を公平に扱う観点から徴収されるものであり、利用者であれば一定の料金を負担することが原則となります。

また、その料金については、受益の範囲内において適正な料金設定が必要であり、サービスの公共性の程度に基づいて、利用者が負担すべき部分と税等で負担すべき部分との均衡を考慮することが必要です。

受益者負担の適正化においては、利用者と未利用者、現在と将来世代の均衡を考慮しながら、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保することとします。

○ 受益者負担適正化の範囲

受益者負担の適正化は、地方自治法第 225 条の規定に基づき公の施設の利用につき徴収する使用料、地方自治法第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする行政サービスに対し徴収する手数料について、本基準により見直しを実施することとします。

ただし、法律や政令等により基準等が定められているため、市が独自に設定することが適当ではないもの、独立採算を前提とする特別会計やその他別の基準により料金を算定しているものなど、本基準によることが困難なものは、この基準を参考とし、必要に応じ受益者負担の適正化を図ることとします。

○ 使用料等の算定根拠の明確化

行政サービスの利用者に適正な負担を求めるためには、料金の算定方法を明確にし、分かりやすく示すことが必要です。

新公会計制度の導入に伴いサービスにかかるフルコストの把握が可能となったことから、このフルコストを踏まえ、施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者が負担する部分と税等で負担する部分を明確にするとともに、各施設間の使用料等で不平等が生じないよう、共通の方法を設定することとします。

○ 減免制度の見直し

現在の減額・免除の制度は、施設ごとの基準により、使用料の減額または免除が幅広く認められてきましたが、減額・免除による減収分は公費によって賄うこととなるため、その適用は慎重に行わなければなりません。

今後は、受益者負担の適正化を徹底するため、減免制度が政策的かつ特例的な措置であることを明確にし、その範囲も本来の目的、必要性に即し、できるだけ限定するとともに、できる限り統一的な基準を定めることとします。

○ コスト削減及び稼働率向上に向けた取り組み

使用料等を見直すことによって一方的に市民へ負担を強いるのではなく、管理運営内容を見直し・改善を図りコスト削減を進め、併せて、稼働率を向上させられるように施設のあり方について検討し取り組んでいきます。

また、市民負担の必要性と妥当性についても十分に検証をし、市民の理解が得られるように努めます。

3 見直しのポイント

○ 現行料金と統一的な算定方法による料金との違い

新公会計制度の導入から得られるフルコスト情報（これまでの物件費等のほか、現金支出が伴わない引当金や減価償却費を含む）を活用し使用料等の料金原価を算出します。

○ 受益者負担割合の設定

行政サービスは、目的や性質が様々で多岐にわたるため、一律の割合で受益者に負担を求めることは、かえって公平性を損なうことも考えられます。そのため、行政サービスの目的や性質を考慮し、受益者が負担する割合と公費で負担する割合を設定することにより、受益者負担と公費負担との均衡を図ることとします。

なお、受益者負担割合は使用料収入と減免額を加算した割合とします。

※減免額は、政策的に公費で負担するとしたものであるため、利用者が負担したものと同様にみなし受益者負担割合に含めます。

使用料等を見直しにあたり、各種行政サービスに対する市民相互の負担と公平性の確保、算定方法の明確化など、内容の透明性を高めるため本基準を策定するものです。サービスを提供する行政には、効率的な施設運営による利用者負担の軽減など市民理解を得られる料金設定への努力が求められることから、随時、施設ごとの運営状況や本基準についても検証し、受益と負担の公平性を確保しながら、適正な受益者負担を維持するため、使用料等について定期的な見直しのサイクルを設定します。

I 使用料について

1 使用料の算定方法

使用料は、原則として次の基本式により算定します。ただし、特殊な機器や設備を使用する場合など、一律の計算式による算定が馴染まないものについては、本基準の趣旨を踏まえ、別に算定することとします。

$$\text{使用料} = \text{料金原価} \times \text{性質別負担割合}$$

【料金原価】

サービスの提供に必要な経費のうち、受益者に負担を求める対象とする経費（人件費、物件費、補助費、公債費及び減価償却費など）のこと。

※土地取得費、災害復旧費など臨時的に要した経費、受益者が特定されている経費などは対象外経費とします。

【性質別負担割合】

多種多様な公共施設の使用料設定にあたって、施設の性質等を考慮しながら、受益者と税金等で適正に負担を分かち合うための割合のこと。

料金原価と受益者負担のイメージ

施設全体にかかる経費		
施設の管理運営に要する経費（事業費等を除外）		原価の対象外とする経費
料金原価		原価の対象外とする経費
使用料	減免額	性質別負担割合による公費負担額
受益者負担割合	公費負担割合	公費負担（税金等）
利用者負担		

2 施設区分ごとの統一の単価設定

中央公民館や地区公民館、各ふれあいセンターなど施設の目的や提供するサービス、機能などが同様の場合については、原則、統一の単価（1 m²・1 時間当たり原価）を用いて使用料を算定します。

ただし、公民館等の体育館、ホール、公民館分館など、特に面積が広い貸館は、公民館等の和室や会議室と比べ、面積の比率ほど利用者数は差異がないため、調整を行わないと過度に利用者へ負担を求めることになってしまうことから、特に面積が広い貸館については下表の調整を行えるものとし、利用者の負担を平準化します。

【面積による調整の基準】

面 積		調整率の基準
100㎡以上	500㎡未満	70%
500㎡以上	1,000㎡未満	60%
1,000㎡以上	5,000㎡未満	50%
5,000㎡以上		40%

※利用面積に調整率を乗じることで利用者の負担を平準化します。

3 使用料の原価に算入する経費

行政サービスに対する適正な負担を求めるためには、施設の維持・運営にどれだけの経費がかかっているのかを明らかにしなければなりません。行政サービスの原価に算入する経費は「料金原価に含める経費」とおりとし、原則、この経費の決算額の積み上げにより算定します。

したがって、施設の利用者に求める使用料には、経常的な維持管理経費である物件費や施設管理に係る人件費のほか、減価償却費も料金原価に算入することで、受益者負担の適正化を図るとともに、将来にわたり安定した公共サービスの提供をしていきます。

料金原価に含める経費

性質等	内容
人件費	施設の受付や維持管理等に従事する職員に要する経費
報酬	人件費は、業務カイゼンのための現況調査の結果で算定します。 ※人件費等の単価は各年における人事異動等で料金原価が左右されないように平均単価を使用します。
給与	
賃金	
職員手当等	
共済費	
退職引当金	新公会計制度で引当金繰入額として計上する費用
物件費	
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費等
役務費	電話料、手数料等
委託料	施設管理に係る業務の委託料
使用料及び賃借料	建物借上料、機器借上料等
備品購入費	備品の購入費(資産形成を除く)
その他	その他当該施設の管理運営に要する経費
維持補修費	施設や設備の修繕料等(資産形成を除く)
補助費等	
報償費	施設運営に関する委員会等の委員報酬等
保険料	火災保険等
負担金	施設管理に関する負担金等
減価償却費	建物等建設費の減価償却費の当該年度分 ・減価償却費の計算方法の例 (建物等の建設費+改修・改良工事費)÷耐用年数 ※建設補助金等に見合う額を控除した額
公債費利子	当該施設の借入金に係る当該年度に返済した利子
指定管理業務に係る経費	指定管理者が行う管理運営に要する経費 ※自主事業等の事業に係る経費は除く

【参考】原価に算入しない経費

項目	理由
土地の取得に要した経費	土地は有形固定資産のように、減価償却の考え方がありません。年数の経過により資産価値が減少するものではなく、市の資産として残るため、原価として算定することは適切ではないことから原価の対象外とします。
間接的な経費 内部管理部門や全庁共通業務等に要した経費	内部管理的業務に要する経費や災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用は公費で賄うのが適切であることから原価の対象外とします。
災害復旧費等一時的・臨時的に要した経費	
特定の受益者に要した費用	貸館以外の事業（イベント等）に要した費用やテキスト代などは、その事業に参加した特定の受益者にのみ発生する費用であり、その施設の全ての受益者に転嫁すべきではなく、必要に応じ該当する受益者から実費相当分を徴収することから原価の対象外とします。

4 使用料の原価から控除する経費

受益者負担金以外の次のような収入がある場合は、料金原価から控除します。

(1) 建設補助金等

建物などの償却資産の取得又は改良に伴い交付される建設補助金等については、補助額に見合う額として、減価償却費の半分を控除するものとします。

(2) 光熱水費等の実費負担収入

公衆電話立替金や電気代の実費負担収入など、受益者が特定され、別途、収入している場合はその額を控除するものとします。

(3) その他の収入

ネーミングライツ収入など、施設の維持管理費に充てることが適切な収入については、収入の性質を考慮し控除するものとします。

5 性質別分類と負担割合

市の公共施設は、道路、防災施設等の市民の日常生活に必要で、市場原理によっては提供されにくい施設から、特定の市民が利益を享受し、民間においても類似の施設が存在するものまで多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難です。

施設の性格や、その施設で提供しているサービスの内容に応じて「公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）」と「収益性の程度（民間事業者による代替性の程度）」の基準により負担割合を設定します。

(1) 施設の分類の考え方

施設の性質については、公共性の程度や日常生活上の必要性、民間において提供されているものであるかどうかなど2つの基準を組み合わせて分類します。

【施設に公的関与が必要か否か】

公共が主となり提供しているサービスは、安全、安心な市民生活の維持を目的に、より多くの公費を投入して市民全体で支える必要のあるサービスです。

逆に生活の快適性の向上など、民間等でも十分に供給されているサービスの場合は、公的

関与の必要性は低く、公費の負担はより少なくてもよいサービスと考えられます。

●義務的施設

安全・安心な生活を営む上で、ほとんどの市民が必要とするサービスを提供する施設

●選択的施設

生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定の市民に利益を供する施設

区分	施設の内容	公的関与性
A	市民全体の必需施設であり、日常生活を営む上で必要で公共性が高い施設	高い
B	一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設	⇕
C	日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好による選択的な利用、趣味やレクリエーションの場として利用する施設	

【施設に市場代替性があるか否か】

収益性の高いサービスであれば、民間事業者などでも同種のサービスが提供されており、料金収入で経費を賄っていることから、公費の負担はより少なくても良いサービスと考えられます。

●市場的施設 民間でも供給されており、行政と民間とが競合する施設

●非市場的施設 民間では提供されにくく、主として行政が提供する施設

区分	施設の内容	収益性
a	民間企業においてサービス提供が困難なもの	低い
b	民間事業者によるサービスの提供が期待できるもの	⇕
c	民間事業者が同等のサービスを提供しているもの	

(2) 公費負担と受益者負担の割合

性質別分類における公費と受益者の負担割合は、「性質別負担割合」のとおりとします。

性質別負担割合

		公的関与の必要性の程度（市の実施義務の程度）		
		高（A）	中（B）	低（C）
収益性の程度（民間事業者による代替性の程度）	高（c）	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%	受益者負担 100% 公費負担 0%
	中（b）	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 75% 公費負担 25%
	低（a）	受益者負担 0% 公費負担 100%	受益者負担 25% 公費負担 75%	受益者負担 50% 公費負担 50%

※施設の設置目的及び機能などから、上記の分類を基本として負担割合を設定しますが、事業の内容、利用対象者、類似施設との比較などにより、個別に適正な負担割合を設定する場合があります。

6 具体的な算定方法

(1) 会議室等（面積を基準とする場合）

会議室等については、1 m²・1時間あたりの料金原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた料金原価を計算します。

$$\text{① 1時間あたり料金原価} = \text{料金原価} \div \text{貸出対象総面積} \div \text{年間予定使用時間} (\ast)$$

$$\text{② 1室あたりの料金原価} = \text{①} \times \text{利用面積} \times \text{使用時間}$$

$$\text{③ 1室あたりの使用料} = \text{②} \times \text{性質別負担割合}$$

※年間予定使用時間：年間使用可能時間（開館時間等）に、目標稼働率を勘案した時間

(2) 個人利用施設（使用者数を基準とする場合）

プールやトレーニング室などのように、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの料金原価を計算します。

$$\text{① 1人当たりの料金原価} = \text{料金原価} \div \text{施設使用者目標数}$$

$$\text{② 1人当たりの使用料} = \text{①} \times \text{性質別負担割合}$$

(3) 設備等その他の使用料

施設利用そのものの使用とは別に、照明設備・その他備品等施設の付帯設備を使用する場合や、撮影等施設内で行われる行為の使用料等については、受益者（利用者）負担の原則に基づき、個々の事情に応じて別途定めることとします。

7 その他

(1) 施設の時間・曜日区分について

施設の時間区分はこれまでの区分設定を基本としますが、特定の時間帯で施設の維持管理等に要する経費に大きな違いはないため、時間帯区分ごとの使用料は、1時間当たりの使用料基本単価により設定することを基本とします。また、施設の曜日区分については、時間区分と同様の考え方により、区分設定はしないことを基本とします。ただし、混雑緩和や効率的使用の促進のため、特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設等については、施設ごとに利用実態等を勘案した使用料の設定ができるものとします。

(2) 冷暖房使用料について

これまで、施設使用料の加算額等として、冷暖房使用料を設定していましたが、冷暖房を使用した際の光熱水費を1年間の施設の維持管理等に要する経費に含めて計算することで、基本的に冷暖房費込の使用料とします。ただし、体育館や大ホールなどの大規模施設等で別途冷暖房使用料を徴収する場合は、冷暖房に係る光熱水費を施設の維持管理等に要する経費から除き使用料を算定することとします。

(3) 設備等使用料について

業務の効率性の観点からも根本的に見直し、設備等使用料の持込電気器具については、使用料を徴収しないことを基本とします。ただし、県内類似施設との均衡や利用者間の公平性を考慮し、使用料の徴収も可能とします。

また、備品については、特定の利用者に限定されることから、個別に料金設定をしてきましたが、個別に料金を徴収する備品の基準については、公会計上の資産となる取得価格

50 万円以上とし、50 万円未満の備品について使用料を徴収する場合は、原価計算の維持管理費から明確に区分することとします。

(4) 市外利用者の取り扱い

公共施設は市民の財産であり、その管理運営には市税が充てられています。市民の税金等を適切に使用する観点と市民に優先してサービスの恩恵を受けてもらえるよう、市外利用者の利用により市民の利用に支障が生じる場合や市民以外の利用が特に多い場合は、使用料や予約の取り扱いに差を設けることが出来るものとします。

なお、市外利用者の割増料金等を設定する際には、近隣市町村との広域連携による相互利用を考慮することとします。

(5) 施設の設置目的以外での利用者及び営利目的利用者の取り扱い

設置目的以外での利用について、設置目的に沿った利用を妨げない範囲で認めることは施設の有効活用と施設利用の拡大につながることから、施設の設置目的以外での利用を認める際は、必要に応じ割増料金を設定できるものとします。

また、営利・営業・宣伝を目的とした利用の場合、商品の展示又は展示販売する場合、プロスポーツやコンサートなど、興行利用等で入場料等を徴収する場合には、割増料金を設定できるものとします。

(6) 無料施設等の有料化

現在、無料利用を前提としている施設においても、施設の設置目的と利用者との関係、受益と負担の公平性を考慮しつつ、目的に合致しない利用や他の有料施設と類似する利用については、有料化を検討して行きます。

また、従来開放していない空きスペース（時間帯での空きも含む。）などで、施設の設置目的を著しく阻害しない範囲で、空きスペース等の有料開放について検討して行きます。

II 手数料について

1 手数料の算定方法

手数料は、市の事務で特定の方が利益を受けることが明らかで、その役務の対価として徴収するものであることから、原則、受益者の100%負担とします。

- 「料金原価」とは、原則として次の式により算定した額です。

$$1 \text{ 分当たりの人件費} \times \text{処理時間 (分)} + \text{物件費} \div \text{年間処理件数}$$

※法令等に規定のあるものは、国の基準（政令）に準じます。

※上記の方法で算定することが適切でない場合は、適正な方法により原価を計算します。

2 手数料の原価計算

- (1) 使用料と同様、行政サービスの原価は、サービス提供に要する経費の積み上げにより算定します。

【原価構成費用項目】

- (ア) 事務処理に要する人件費
- (イ) 証明書等用紙作成及び記載に係る経費
- (ウ) その他経常的経費

注) 人件費は、使用料と同じく、当該事務に直接従事する人数の費用を、基準年度における一般行政職員の平均単価を用いて算出します。

- (2) 設定料金の調整

手数料は、人件費と物件費の経費を賄うため、受益者負担100%を原則としていますが、同様のサービスの対価としての手数料が、自治体間で著しい差が生じないよう、地域性、経済動向などを考慮し、近隣自治体との均衡などに配慮する必要性が認められるものについては、設定料金を調整する場合があります。

Ⅲ 減免制度について

これまでの減免制度は、高齢者や障がい者などへの配慮をはじめ、市の公民館、コミュニティ施設、体育施設、文化施設等の施設では、社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体などの活動を支援・推進する観点から、施設ごとの基準により幅広く認めてきました。

しかし、今回の見直しにより、施設使用料については、利用者と未利用者の均衡を考慮しながら、将来にわたり安定した公共サービスが提供できるように、施設の設置目的に沿って性質別負担割合（公共と受益者の負担割合）を加味した算定としています。算定された使用料に減免制度を適用することは、既に性質別負担割合による一定の公的負担があるところに、減免による減収分について更に税金等の公費負担をすることになるため、二重の減免と言え、公費負担の増、施設未利用者の負担を増やす結果となってしまいます。

よって、受益と負担の公平性を保つため、減免制度は「受益者負担の原則」の例外として、慎重な適用が必要であり、政策的かつ特例的な措置であることから、基準の統一化を図ることとします。

1 減免制度の基本方針

(1) 受益者負担の原則の徹底

受益者負担の原則を徹底するため、減免制度については、特例的な措置であることを明確にし、減免する範囲は、減免を実施する本来の目的や必要性に即しできるだけ限定します。

また、政策的な観点で行う減免についても、減免による成果がより効果的になるように適宜検証し、見直しを図ることとします。

(2) 基準の統一

現在の減免制度は施設ごとに取り扱いを定めて運用してきましたが、今後は公平性・公正性を確保するために、できるだけ多くの施設で共通の対応となるよう「基準の統一」を図ります。

(3) 業務効率化

減免制度は、サービスの利用の都度、その目的等を確認し、決定することが好ましいですが、事務処理及び事務コスト軽減の観点から、減免制度適用後の料金をあらかじめ条例や規則等に規定し設定することも可能とします。

(4) 減免基準の明確化と周知

減免基準の統一化を図ると同時に、減免基準については、条例、規則もしくは要綱等で明確に定めるとともに、要綱等については、他の要綱と同様に、各所属においてウェブ公開することとします。

2 使用料の減額・免除の基準

(1) 全施設共通の適用事由

① 市（市の機関を含む。）が主催・共催等する場合

市（議会、行政委員会等を含む。）が施設を行政目的で利用する場合は、無料としま

す。また、施設の管理運営団体（指定管理者など）が当該施設を公共目的で使用する
場合や、災害等の緊急時は免除できるものとします。

共催等とは、「郡山市後援等の承認及び市長賞の交付に関する取扱要綱」に定める共
催、及び実行委員会形式で実施している事業であっても、共催と同程度の事業の企画、
実施に参画しているもののことを指します。

よって、市の後援事業については、後援の事実のみでの減額や免除は行いません。

② 他の官公署や公共的団体等が利用する場合

原則、減額や免除は行いません。ただし、協定等を締結した他団体が協定の目的に
沿った利用をする場合は減免を行うことができるものとします。

③ その他市長が特に必要と認める場合

政策的判断で真にやむを得ないものに限定し減額や免除できるものとします。ただ
し、認めたときはその内容について公表します。

(2) 施設ごとの個別基準

全施設共通の適用事由に加え各施設において減額・免除の対象を定める場合は、政策
的・特例的措置として、施設の設置目的などから必要最小限である事を考慮して設定でき
るものとします。

また、本市の政策的な観点からの必要性を検討した上で、減免制度適用による目的と成
果について把握、検証を行い、適宜見直しを図っていく必要があります。

なお、個別基準の設定にあたっては、市の政策目的である「学び育む子どもたちの未来」、
「誰もが地域で輝く未来」に基づくものとし、個別基準を設定する場合には、利用者の対
象要件を原則、次の区分に統一します。

区 分	対象要件
高 齢 者	65 歳以上の市民
障がい者	障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けている 市民 ※別途規定による。
子 ど も	中学生又は義務教育学校の後期課程以下の市民

(3) 減免率の定義

減免率については、原則、免除（100%）、減額（50%）の2段階とします。

3 手数料の減額・免除の基準

減額・免除基準の統一を図るため、減額・免除する範囲はできるだけ限定します。

【免除の基準】

- 郡山市が公用で使用する時
- 国又は地方公共団体が公用で使用する時
- 生活保護法により保護を受けている者からの申請がある時
- 法令等の規定により無料で取り扱うこととされている時
- その他市長が必要と認めるとき

IV その他の取り扱いについて

1 使用料の料金調整

使用料の改定は、市民生活と密接に繋がっており、急激な負担の増加は市民生活に多大な影響を与える恐れがあります。そこで、現行使用料と比較し著しく高額となる場合は、原則、下表の額を改定上限とし、段階的に改定していくこととします。

ただし、以下の点に留意しながら、施設の実情に応じて使用料を設定することとします。

- 周辺自治体の類似施設より高額となることで、利用率の低下を招く恐れがある場合は、改定額を調整することとします。
- 現行使用料より低額となることで、民間事業者を圧迫する恐れがある場合や、他の類似施設とのバランスに影響を及ぼす恐れがある場合は、現行使用料を据え置くこととします。
- 現在、同一料金が設定されている類似施設で、施設ごとに使用料を設定することにより、混乱をきたす恐れがある場合は、各施設の平均使用料を採用することとします。

【料金改定額の上限】

現行料金	改定額の上限
250 円以下	現行料金の 2 倍
250 円を超え 500 円以下	同 1.5 倍
500 円を超え 2,000 円以下	同 1.4 倍
2000 円を超え 10,000 円以下	同 1.3 倍
10,000 円を超える	同 1.2 倍

2 使用料等の単位等

使用料等は、消費税及び地方消費税を転嫁することとし、原則内税方式により算定し、徴収時における利用者の利便性や業務の効率化の観点から、500 円未満のものは 10 円単位、500 円以上 1,000 円未満のものは 50 円単位、1,000 円を超えるものは 100 円単位（単位未満四捨五入）とするなど、最も効率的な単価設定を行うものとします。

3 指定管理者制度導入施設の取り扱い

指定管理者制度を導入している施設の使用料についても、料金の見直しを実施します。

ただし、指定期間中における使用料等の改正については、指定管理者と協議の上実施するものとし、見直しの実施が困難な場合は、次期の指定管理者を募集する際に実施するものとします。

4 定期的な見直し

受益と負担の公平性を確保し、適正な受益者負担を維持するため、使用料等の見直しは、指定管理者の切替年度等を考慮し、概ね 5 年ごとに実施することとします。ただし、著しく算定基準額が変わる等、特別な事情が生じたときは、その都度見直すこととします。

また、受益と負担の公平性について、毎年の決算額を基に、料金水準と受益者負担割合について分析し公表することでより負担の透明性を図ります。

